

瀬戸市休日保育事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第37号

瀬戸市休日保育事業実施規則の一部を改正する規則

瀬戸市休日保育事業実施規則（平成24年瀬戸市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第6条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定に基づき、事業を利用している児童（以下「利用児童」という。）の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者で、児童と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）から、次の表に定める費用の額を徴収する。ただし、扶養義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）に属するときは、市長は、その全額を免除することができる。</p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第6条 市長は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項の規定に基づき、事業を利用している児童（以下「利用児童」という。）の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者で、児童と生計を一にしている者をいう。以下同じ。）から、次の表に定める費用の額を徴収する。ただし、扶養義務者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属するときは、市長は、その全額を免除することができる。</p>

<省略>	<省略>
備考 <省略>	備考 <省略>

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。